第３号

発行元：藤野地区学校配置検討委員会事務局
（札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校配置マネジメント担当）

藤野地区学校配置検討委員会ニュース

2023 年 10 月発行

藤野地区では、藤の沢小学校の小規模化による課題の解決等のため、令和５年３月より「学校配置検討委員会」を設置し、検討を進めております。

この度、令和５年９月 11 日に第３回学校配置検討委員会を開催いたしました。検討状況につきまして、地域の皆様へお知らせしますので、是非とも多くのご意見をお寄せください。

検討委員会の開催概要は札幌市教育委員会のホームページにも掲載しています。
https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/fujino.html

※第 3 回配布資料：地域から寄せられた意見（３件）など

協議事項１　藤の沢小学校校区から藤野南小学校への通学について

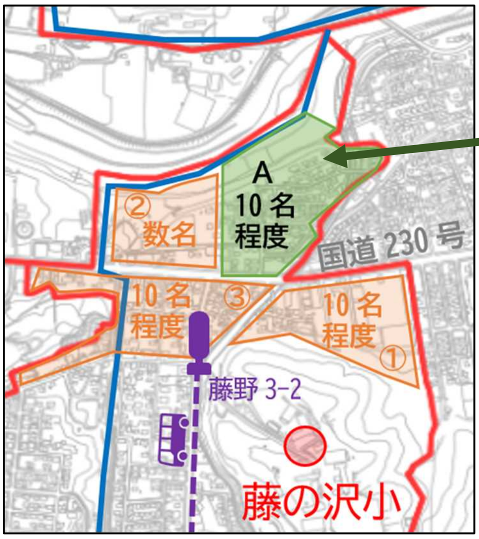

	住所	エリア内通学距離（目安）	児童数
2㎞越え（A）	藤野2条1丁目	1,800～2,120m	10名程度
2㎞未満（一部）	①石山2条9丁目（一部）	1,660～1,860m	10名程度
	②藤野2条2丁目	1,340～1,920m	数名
	③藤野３条１～３丁目	1,140～1,630m	10名程度

藤野２条１丁目周辺の住所（2km 未満（一部））については、２㎞を超える地点を含んでおらず、ほとんどの児童の通学距離が概ね１.８㎞以内となる想定。

本協議事項の資料につきましては、本市 HP 上にも掲載しております。

【協議内容】

既存のバス路線を活用することと通学費助成の対象範囲について
・藤野南小学校からの通学距離が２㎞を超える地点を含む「藤野２条１丁目」【地図中Ａの区域】とする。（番地については個別に対応を行う）

意見・質疑応答の概要

※類似の発言内容をまとめるなど文言を整理して掲載しています。
※「●」・・・委員からの意見、質問等
※「⇒」・・・委員、札幌市・教育委員会職員からの説明、回答等

●２kmという規定を変えることは本当にできないか。この地区は坂が多く、平坦な地形の地区に比べ通学時の負担が大きい。また、今年の夏は特に気温が高かった。そんな中で1.5kmでも歩くのは大変ではないか。

●例えば、気温が著しく高い日や大雪の日のみバス通学が認められるといった特例的な措置はできないか。

⇒【教育委員会】
- ２kmという規定は、坂が多い地区があることも含めて全市的な観点から学識経験者等に検討いただいた結果を踏まえて定めたものであり、現状においては変更等を考えてはいない。ご意見については、持ち帰り検討させていただく。

●通学距離規定の緩和については、例えば1.5kmや1.3kmとした場合、現在藤野南小に通っている児童など全市の学校の児童も対象となってくるので、難しい点があると思う。検討委員会として何kmが望ましいなどの考えを示し、協議することが必要ではないか。

●他の市町村ではどのような基準を定めているか知りたい。

⇒【教育委員会】
- 次回以降、他の政令指定都市等の状況について報告させていただく。

【協議結果】
〇通学距離が概ね２kmを超える児童については、既存のバス路線活用による通学を基本とする。そのうえで、バス通学の対象範囲について<u>継続して協議を行う。</u>

協議事項２　指定変更区域の設定内容について

【協議内容】
- 小中学校の指定変更区域の設定内容をどうするか

指定変更・・・・・原則としては、指定された学校（指定校）へ通っていただくが、個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通うことが認められる場合があるもの。
指定変更区域・・・個々の「地域的」な諸事情により、指定校のほかに別の学校を選択できる地域が設定されているもの。

本協議事項の資料につきましては、本市 HP 上にも掲載しております。

<u>意見・質疑応答の概要</u>

小学校の指定変更区域に関して

●石山緑小学校から２km以内での設定案とのことだが、２kmを超える区域まで拡大することは可能か。

⇒【教育委員会】
- 指定変更区域については、通学距離規定の２km以内とするのが望ましいという考えであり、通学助成の対象とすることを想定していない。
- 何か対応可能なことがあれば次回以降報告を行う。

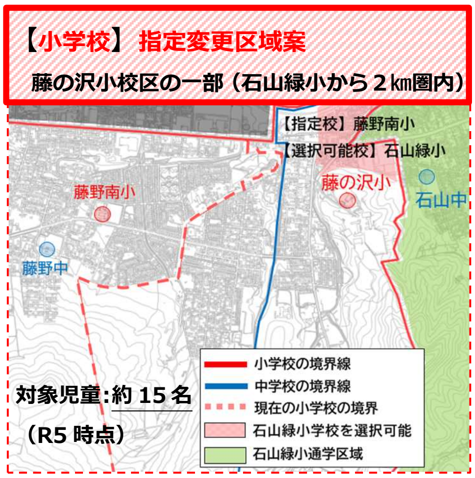

中学校の指定変更区域に関して

- 藤の沢小学校区のうち、石山中学校区全域を指定変更区域に設定するのが（▸案①）、他のパターンと比較して一番良いのではないか。
- 藤の沢小学校区のうち、石山中学校区の一部を指定変更区域に設定するのは（▸案②）、住所の線引きが難しい。また、藤の沢小学校区全域を指定変更区域とする場合（▸案③）、石山中への配慮という点は十分理解できるが、石山中学校を選択可能な区域（地図中紫色部分）について、通学への配慮という点での明確な理由が存在しないのではないか。
- 仮に指定変更区域に設定されなかった区域においても、全市の基準どおり個別の事情に応じて、指定変更を行うことは可能であるだろう。
- 中学校関係者の意見は事前に確認しているか。

⇒【教育委員会】
・藤野中と石山中の学校長には、前回までの協議状況について情報共有を行い、意見を伺っている。

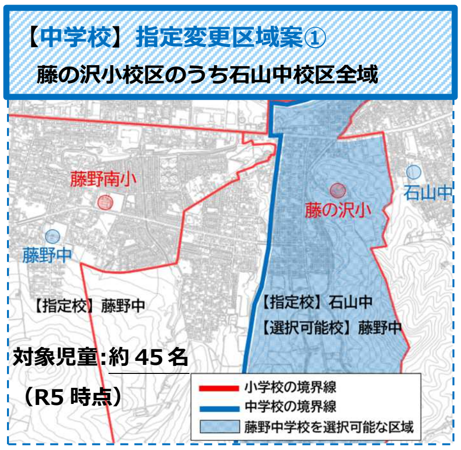

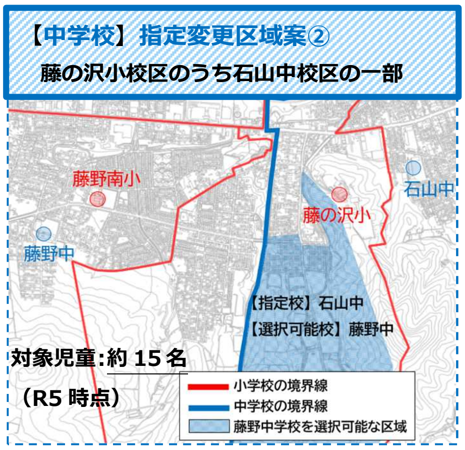

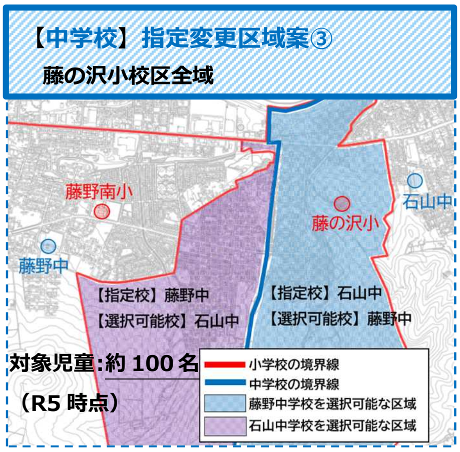

【協議結果】
〇小学校の指定変更区域の設定内容については、現時点の指定変更区域案をベースとし、継続して協議を行う。
〇中学校の指定変更区域は、藤の沢小校区のうち、石山中校区全域を指定変更区域（藤野中を選択可能）に設定するのがよい。（⇒指定変更区域案①）

協議事項３　その他

- 藤の沢小学校 PTA として、藤の沢小学校保護者へアンケート調査を実施した結果、賛成が６割、反対が４割となった。反対と答えた方からは、通学時にバスを活用する際のバスの遅れや児童の降り忘れ等のトラブルを心配する声などが寄せられた。
- 大人たちの責任として、通学時の見守り活動は必要と考える。
- 町内会の活動として、見守り活動を続けているが、活動はあくまで任意となっているため、担い手不足もあり、今後も必ず続いていくとは限らない状況である。
- 国として働き方改革を掲げている中で、これ以上先生や行政の負担を増やすという方向にはならないだろう。その分、町内会としてどうにかカバーしていく必要があるだろう。

●スクールバスを運行すれば、地域や学校の見守りの負担などを軽減できるのではないか。

⇒【教育委員会】
・前回もご説明しているとおり、路線バスの活用が困難と判断される場合に、スクールバスの検討を行うこととしている。この地区においては活用可能な状況と考えている。

●９月から藤野地区でデマンド交通が試験的に運行されている。午前９時から開始のため登校時は活用できないが、下校時は活用できるかもしれない。

次回の検討委員会について

▸会　議　名　　　第４回　藤野地区学校配置検討委員会
▸開催日時　　　2023 年（令和５年）12 月 14 日木曜日　 18 時 00 分～19 時 30 分
▸開催場所　　　藤野地区センター（南区藤野２条７丁目２－１）

※検討委員のみが参加する会議のため、一般の方は入場できません。内容は後日ニュースレターやホームページでお知らせいたします。また、日程は都合により変更となる場合があります。

次回（第４回）検討委員会の議題（予定）

▸第３回検討委員会の振り返り

▸地域や保護者の皆様から寄せられたご意見等の紹介

▸藤の沢小学校校区から藤野南小学校への通学方法及び通学安全

▸その他、当日協議を行う必要があるもの

ご意見、ご質問は、下記事務局までお寄せください。

藤野地区学校配置検討委員会事務局
▸札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課（学校配置マネジメント担当）
▸電話：011-211-3836　FAX：011-211-3837
▸E-mail：gakkokibo@city.sapporo.jp

さっぽろ市
02-S01-23-1919
R5-2-1240
SAPP‿RO